

小川町里山・平地林活動支援事業補助金交付要綱

（令和 8 年 7 月 7 日）
（告示第 9 2 号）

（趣旨）

第1条 この告示は、里山・平地林の整備及び再生を通じて、町民に対し、憩いの空間及び自然体験活動の場を提供し、並びに森林づくり活動に関する情報発信を支援し、町民参加による森林づくりを推進するとともに、地球温暖化の防止等森林の有する多面的機能が持続的に発揮できる健全な森林の育成を図るため、予算の範囲内において小川町里山・平地林活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、小川町補助金等の交付に関する規則（昭和50年小川町規則第3号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、里山・平地林の整備及び再生活動を行おうとする団体又は民間非営利団体等（以下「補助対象者」という。）とし、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 3人以上で構成され、代表者を有すること。
- (2) 次のいずれかに該当する者が1人以上所属していること。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に森林法（昭和26年法律第249号）第2条又は第5条に規定する森林を所有する者

- (3) 補助対象者に係る名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営及び会計等について規定された規約等を有すること。
- (4) 町内に活動の拠点（事務所及び活動場所）を有すること。
- (5) 活動の実施につき、所有権その他当該活動を行う里山の利用権を有する者に対し説明を行い、その承認を得ていること。
- (6) 次条に規定する補助対象事業を継続的、積極的かつ主体的に行っていること又はその見込みがあること。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に定めるものとし、森林所有者と補助対象者が協働して3年度以上継続して行う事業とする。

（補助対象要件）

第4条 補助事業は、町内で実施する事業とし、補助対象者は、あらかじめ補助対象事業を実施する土地（以下「補助対象地」という。）の所有者の同意を得なければならない。

2 補助対象地は、森林法（昭和26年法律第249号）第2条又は第5条に規定する森林であって、町内にある民有林のうち天然林とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、当該事業に要する経費で、別表第2に定めるものとする。

（補助金の額）

第6条 前条の経費に対する補助金の額は、交付対象経費に10分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、10万円を超えない額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小川町里山・平地林活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 経費内訳書（様式第3号）
- (3) 整備予定区域図
- (4) 活動前の補助対象地の現況写真
- (5) 事業の実施について補助対象地の所有者に同意を得ていることを証する書類
- (6) 団体構成員一覧表
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、申請日の属する年度において、同一の申請者につき1回限りとする。

（交付決定）

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、小川町里山・平地林活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（事業の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、

交付対象事業の内容に変更が生じたとき、又は当該交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに小川町里山・平地林活動支援事業補助金変更等申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、小川町里山・平地林活動支援事業補助金変更等決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、交付対象事業が完了したときは、小川町里山・平地林活動支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、交付対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象経費が分かる領収書等の写し
- (2) 交付対象事業実施状況の写真及び実施後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、小川町里山・平地林活動支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに小川町里山・平地林活動支援事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定後、補助決定者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接

な関係を有する者であることが判明したとき。

- (5) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該補助対象地を森林以外の用途に転用（補助対象地の売渡し、譲渡又は賃借権、地上権の設定の後、当該対象地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助対象地上の立木の全面伐採をしたとき。
- (6) その他町長が不適正と認めるとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により通知をした後においても同様とする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、交付対象事業の変更等を承認した場合又は第13条の規定により交付決定の取消し等を行った場合は、当該変更等の承認又は取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、小川町里山・平地林活動支援事業補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 町長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第15条 交付決定者は、交付対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類等を整備し、交付対象事業完了の日の属する年度の翌年から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

	補助金の交付の対象となる事業
1	里山・平地林再生整備活動（雑木、灌木又は竹の伐採、搬出、植栽、枯損木の処理等）
2	林道、散策道再整備活動（階段工、除草、下草刈り、伐木等）
3	森林空間活用活動（展望所又は休憩所の整備、森林を利用した遊具の設置等）
4	里山体験啓発活動（里山体験教室の開催、里山整備に係る啓発事業等）
5	その他町長が里山・平地林の整備又は再生に関すると認められる活動

別表第 2（第 5 条関係）

	補助の対象となる経費（区分）
1	講師謝礼
2	消耗品費、燃料費、熱中症対策等の食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
3	通信運搬費、広告料、手数料
4	使用料、賃借料
5	原材料費
6	備品購入費
7	安全費
8	その他町長が特に認めたもの